

令和6年度栃木県介護支援専門員実務研修実施要領

1 目的

栃木県介護支援専門員資質向上事業に基づき、介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を習得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員の養成を図る。

2 主催

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会（栃木県介護支援専門員資質向上事業指定研修実施機関）

3 実施方法

Vimeo 及び Zoom を利用してオンラインで実施します。

4 研修課程

研修時間 8 7 時間及び実習（概ね 3 日間）

5 研修日程

日程：令和6年12月13日（金）～令和7年3月7日（金）

詳細は、別添『令和6年度介護支援専門員実務研修日程表』を確認してください。

6 受講対象者

介護支援専門員実務研修受講試験に合格した方で、これまで実務研修を受講したことがない方。また、過去に介護支援専門員の登録をしたことがない方。

研修の全日程かつ全科目に参加できる方。

7 定員

320名

※定員は、介護支援専門員再研修及び介護支援専門員更新研修（実務未経験者）と併せての人数です。

8 受講に当たって

（1）受講に当たっては以下の①～④すべてが必要です。

①カメラ・マイク付きのパソコン又はタブレットがあること。

※スマートフォンでの受講はできません。

※グループワークを実施するため、受講者1名につき1台のパソコン又はタブレットを用意してください。

②受講するパソコン又はタブレットで確認できるメールアドレスがあること。

③インターネット環境（有線 LAN 又は Wi-Fi 環境）があること。

④課題及び事前に配布される研修資料をプリントアウトできること。

（2）本研修は、Vimeo での講義（座学）及び Zoom を利用した演習を行います。

（3）インターネット環境によっては多額の通信料が発生する恐れがありますので、自身の通信契約を確認してください。

（4）連絡はEメールで行います。事務局からのメールが受信できるよう「tochi-fuku.com」のドメインを受信許可してください。なお、事務局では、各自が所有するパソコン等の操作方法や設定に関する質問はお受けできません。

※別紙「オンライン研修受講上の注意事項について」を必ず読んでください。

◆パソコン等に必要な推奨動作環境

パソコン (OS)	通信環境	ソフトウェア	ハードウェア
Windows10 以降 macOSX と macOS10.9 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.0Mbps 以上の通信速度 ・ 通信無制限の Wi-Fi (無線 LAN) 環境 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Microsoft Excel ・ Microsoft Word ・ PDF ファイル閲覧ソフト (Adobe Acrobat DC 等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン用カメラ ・ パソコン用マイク ※Zoom で支障なく動作するもの
タブレット			
iOS8.0 以降 iPadOS13 以降 Android5.0x 以降			

9 申込手続

令和6年度合格者

(1) 申込方法

試験合格通知に同封された実務研修の受講案内により手続を行ってください。

(2) 申込期間

令和6年11月25日(月)～11月29日(金) 17時 必着

令和5年度以前の合格者

(1) 提出方法

下記書類を揃えて、申込期間内に郵送又は直接持参してください。

(2) 申込期間

令和6年10月15日(火)～10月28日(月) 17時 必着

※申込期間前に到着した分は、最後の申込順になります。

(3) 提出書類

①様式1「令和6年度介護支援専門員実務研修申込書」

②介護支援専門員実務研修受講試験結果通知書の写し

(4) 提出先

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森2階
とちぎ健康福祉協会 ケアマネ研修担当 宛

10 受講決定

書類確認後、11月13日(水)頃に受講決定通知書を郵送します(令和6年度合格者には送付しません)。

11 受講料

全科目受講 41,000円

(※受講料は51,000円ですが、栃木県介護人材確保対策事業により、県で10,000円を補助しています。)

科目受講 1科目あたり3,000円

受講料の納入方法は、受講決定通知書にて連絡します(令和6年度合格者には別途通知します)。

なお、研修実施機関にて定めた期限以降は、いかなる理由においても、一切返金いたしません。

12 研修修了者の認定方法

全課程を期間内に受講し、指定された課題を期限内に提出した方に修了証明書を交付します。

※遅刻、欠席、途中退席した場合は、修了証明書は交付しません。また、受講態度が不適切であると判断された場合は、研修の修了は認めません。

13 指定テキストについて

研修では、「八訂 介護支援専門員実務研修テキスト(長寿社会開発センター)」を使用します。テ

キストの購入については、受講決定通知書にて案内しますので、各自で準備してください。

14 オンライン研修受講上の注意事項について

別紙『オンライン研修受講上の注意事項について』を確認してください。

15 特定一般教育訓練給付制度について

本研修は、令和6年10月1日から厚生労働省の「特定一般教育訓練給付制度」の指定講座となりました。一定の条件を満たした方は、受講者本人が支払った研修受講料の一部がハローワークから支給されます。支給には、研修受講前に手続きが必要です。詳細は厚生労働省のホームページを確認いただくか、最寄りのハローワークに問い合わせてください。

介護支援専門員実務研修（指定番号：0922002-2420013-5）

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

16 その他

- (1) 介護支援専門員実務研修は、介護支援専門員更新研修（実務未経験者）及び介護支援専門員再研修の一部と同一科目であるため、合同で実施します。
- (2) 前期課程の研修で未修了科目がある場合は、実習及び後期課程の研修受講はできません。また、実習期間内に実習が終了しない場合は、後期課程の研修受講はできません。
- (3) 身体の障がい等により受講に際して配慮が必要な方は、事前にご相談ください。
- (4) 研修に係る提出書類等により取得した個人情報については、適正に管理し、研修事務の目的以外に使用しません。なお、研修修了者の情報は、「栃木県介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づき栃木県へ提出します。
- (5) 実務研修を修了しただけでは、介護支援専門員証は交付されません。研修修了後に栃木県あて、介護支援専門員証の登録及び交付に係る手続きが必要です。手続きの詳細は、栃木県ホームページをご確認ください。

URL <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/kourei sha/kai gohoken/1184231046003.html>

17 問合せ先

とちぎ健康福祉協会 生きがい健康部 生きがいづくり課
電話 028-600-3180（研修当日緊急連絡先 080-5670-7847）
問合せ時間 8:30~17:30（土日祝日を除く）

URL <https://tochigi-kenkoufukushi.com/caremanager/>

（上記ホームページアドレス「お問合せ」よりフォームも利用できます）



介護支援専門員実務研修における実習について

介護支援専門員実務研修では前期課程と後期課程の間で、実習を行います。実習は、県内の居宅介護支援事業所にて、実習指導者のもと、利用者の居宅を訪問し、要介護者と面接を行いアセスメントからケアプラン作成等を行います。

詳細は、研修時「実習オリエンテーション」等で説明いたします。

1 目的

実習現場でのケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する。

2 概要

利用者への居宅訪問を行い、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務の方法など一連のケアマネジメントプロセスの実習を行う。

3 修得目標

- ① ケアマネジメントプロセスの実践にあたっての留意点を踏まえ、観察した結果を盛り込んだ実習報告書の作成ができる。
- ② ケアマネジメントプロセスについて、指導者のもと、実習先で体験した結果を盛り込んだ実習報告書の作成ができる。
- ③ 実際の生活環境を観察した結果を盛り込んだ実習報告書の作成ができる。
- ④ 実習協力者の状況に合わせて実習を実施できる。
- ⑤ 給付管理業務の流れを述べることができる。

4 実習課題

課題1：一連のケアマネジメントプロセスの見学（アセスメント・プランニング・サービス担当者会議・モニタリング・給付管理）

課題2：実習協力者（要介護度1～5の認定を受けた高齢者）を対象に面接を行い、アセスメントから居宅サービス計画書を作成

5 実習先

栃木県内の居宅介護支援事業所で、実務研修実習受入協力事業所として登録がある事業所。実習先は、研修実施機関（とちぎ健康福祉協会）で指定し、研修にて伝達する。

6 実習指導者

原則として、介護支援専門員実務研修実習指導者養成研修を修了した主任介護支援専門員

7 実習期間

令和7年1月14日（火）～令和7年2月5日（水）の間

8 実習日程の要件

- ① 3日間程度（1日6時間程度）
- ② 3日間連続で実施する必要はない。
- ③ 実習にかかる時間の合計を3日間相当とする。
例）半日の実習を2回で1日と換算

9 実習日程調整

研修にて提示される実習先事業所の指導者に実習者自らが連絡及び実習日の調整を行う。

オンライン研修受講上の注意事項について

オンラインでの研修受講に当たっては、次の事項を必ず確認してください。

1. Vimeo 及び Zoom (※) の利用について
 - ・本研修では、Vimeo での講義（座学）及び Zoom を利用した演習を行います。
 - ※Vimeo の名称及びロゴは、Vimeo. com, Inc. の商標または登録商標です。
 - ※Zoom の名称及びロゴは、Zoom Video Communications, Inc. の商標または登録商標です。
2. 講義動画等の取扱いについて
 - ・Vimeo 及び Zoom 配信された講義動画等を、撮影（スクリーンショットを含む）・録画・録音は禁止です。また、SNS やインターネット等への流出等も禁止です（録画配信は、違法行為になります）。これらの行為が確認された場合、受講決定及び研修の修了を取消すことがあります。
3. Vimeo の講義動画視聴について
 - ・必ず期間内に視聴し、確認テスト（別途配布）を行ってください。
 - ・受講期間中は、Vimeo 講義動画を繰り返し視聴できます。
 - ・講義動画の配信期間の延長はいかなる理由があっても認めません。定められた期間内に視聴を終えなければ、演習を受講しても研修は修了できません。
 - ・講義動画は全て視聴してください。全視聴せず早送りする等の不正や他受講者への妨げになる行為が認められた場合には、受講の中断や配信停止を行うことがあります。
4. 個人情報等の取扱いについて
 - ・受講者本人や利用者等の個人情報がオンライン上に流出したことによりトラブルが生じた場合、当協会では責任を負いかねます。個人情報等は自身で適切に管理してください（個人情報保護法遵守）。
5. オンライン研修を受講する際の通信料について
 - ・通信料は受講者負担になります。
 - ・オンライン研修の受講により、通信料が過大に請求された場合、栃木県及び当協会は一切対応いたしません。
6. セキュリティやマナーについて
 - ・受講者の変更や演習参加用 URL 及びパスワードを第三者に提供することは禁止です。また、講師及び研修参加者のプライバシーの権利、名誉、その他の権利を侵害してはいけません。

令和6年度介護支援専門員実務研修 日程表

1. オリエンテーション

Vimeoによる動画配信期間 12月13日(金)～12月16日(月)

2. Zoom操作研修(参加は任意です)

日時: 1回目 12月19日(木) 16:00～16:30
2回目 12月23日(月) 11:30～12:00 } 2回とも同じ内容です

3. 受講日程

① Vimeoによる動画配信期間 12月18日(水)～3月7日(金)

※講義動画の配信期間延長は、いかなる理由があっても行いません

※演習参加前に、必ず対象科目の講義動画の視聴を終了してください

② 演習はVimeoによる動画配信またはZoomにてリアルタイムに実施します

科目	① 講義(Vimeo)	② 演習			
	動画時間数	時間数	Vimeo配信期間	Zoom実施日	
介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	2時間	講義のみの科目です。 演習及び演習動画の配信はありません。			
人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	2時間				
利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意	1時間				
ケアマネジメントのプロセス	1時間				
受付及び相談並びに契約	0.5時間				
介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)	1時間				
地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化及び地域の社会資源	2.5時間				
生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の意義	1.5時間				
ケアマネジメントに係る法令等の理解	2時間				
高齢者に多い疾患等(糖尿病、高血圧、脂質異常症、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病、筋骨格系疾患、廃用症候群等)の留意点の理解	2時間				
前期課程	自立支援のためのケアマネジメントの基本	1.5時間	5時間	12月18日(水)～12月24日(火)	—
	アセスメント及びニーズ把握の方法	2時間	4時間	—	12月25日(水) 9:30-14:30
	居宅サービス計画等の作成	1.5時間	3時間	—	12月25日(水) 14:30-17:30
	サービス担当者会議の意義及び進め方	1.5時間	3時間	—	12月26日(木) 9:30-12:30
	モニタリング及び評価	1時間	3時間	—	12月26日(木) 13:30-16:30
	相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	1.5時間	2.5時間	—	1月9日(木) 13:30-16:00
	実習オリエンテーション	—	1時間	1月6日(月)～1月14日(火)	—
実 習 (1月14日(火)～2月5日(水))					

	科 目	① 講義動画 時間数	② 演習		
			時間数	Vimeo配信期間	Zoom実施日
後 期 課 程	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	1.5時間	3時間	2月6日(木) ～2月12日(水)	—
	実習振り返り	—	3時間	—	2月12日(水) 13:30-16:30
	脳血管疾患のある方のケアマネジメント	3時間	3時間	2月12日(水) ～2月25日(火)	—
	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	3時間	3時間		—
	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	1.5時間	3時間		—
	心疾患のある方のケアマネジメント	1.5時間	3時間		—
	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	1.5時間	3時間		—
	看取りに関する事例	1.5時間	3時間	2月21日(金) ～3月7日(金)	—
	地域共生社会の実現に向け他法他制度の活用が必要な事例のケアマネジメント	2.5時間	3時間		—
	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	—	4時間	—	3月5日(水) 9:30-14:30
	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	—	2時間	—	3月5日(水) 14:45-16:45
	閉講式	—	—	—	3月5日(水) 16:45-17:00

※全科目を期間内に受講し、指定された課題を期限内に提出することが修了の要件となります。